

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成27年7月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 13規格

		改正区分	基準数
JIS	}	① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に整合したJISに置き換えるもの	8
		② 未採用のJISを、新たに採用するもの	2
JIS 以外	}	③ 採用済のJ規格を、新たに制定するJ規格に置き換えるもの	1
		④ 未採用のCISPR規格に整合したJ規格を、新たに採用するもの	1
		⑤ 採用済のJ規格を、より新しい版のCISPR規格に整合したJ規格に置き換えるもの	1

3. 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント：8月上旬開始予定（30日間）
- (2) 改正：9月中旬予定
- (3) 施行：12月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	整合確認書 ページ	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	1～16	J60238(H27)	JIS C 8280(2011) +追補1(2014)	IEC 60238 第8版(2004)+ Amd.1(2008)+ Amd.2(2011)	ねじ込みランプソケット	J60238(H25)	JIS C 8280(2011)
2	17～46	J60335-1(H27)	JIS C 9335-1(2014)	IEC 60335-1 第5版(2010)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第1部:通則	J60335-1 (4版-H20)	JIS C 9335-1(2003)
3	47～54	J60335-2-16(H27)	JIS C 9335-2-16(2015)	IEC 60335-2-16 第5版(2002)+ Amd.1(2008)+ Amd.2(2011)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-16部:食品くずディスプレイの個別要求 事項	J60335-2-16(H20)	JIS C 9335-2-16(2005)
4	55～64	J60335-2-29(H27)	JIS C 9335-2-29(2015)	IEC 60335-2-29 第4版(2002)+ Amd.1(2004)+ Amd.2(2009)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-29部:バッテリーチャージャの個別要求事 項	J60335-2-29(H20)	JIS C 9335-2-29(2004)
5	65～76	J60335-2-49(H27)	JIS C 9335-2-49(2015)	IEC 60335-2-49 第4版(2002)+ Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-49部:食品及び容器類用保温式業務用電 気機器の個別要求事項	J60335-2-49(H20)	JIS C 9335-2-49(2005)
6	77～88	J60335-2-53(H27)	JIS C 9335-2-53(2015)	IEC 60335-2-53 第4版(2011)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-53部:サウナ用電熱装置及び赤外線キャ ビンの個別要求事項	J60335-2-53(H20)	JIS C 9335-2-53(2005)
7	89～98	J60335-2-59(H27)	JIS C 9335-2-59(2015)	IEC 60335-2-59 第3版(2002)+ Amd.1(2006)+ Amd.2(2009)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-59部:電撃殺虫器の個別要求事項	J60335-2-59(H20)	JIS C 9335-2-59(2005)
8	99～106	J60335-2-83(H27)	JIS C 9335-2-83(2015)	IEC 60335-2-83 第1版(2001)+ Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要 求事項	J60335-2-83(H20)	JIS C 9335-2-83(2007)
9	107～118	J73001-1(H27)	JIS C 8352(2015)	—	配線用ヒューズ通則	—	—
10	119～128	J73001-2-2(H27)	JIS C 8314(2015)	—	配線用筒形ヒューズ	—	—
11	—	J55001(H27)	別紙200(H27)	—	雑音の強さの規定	J55001(H22)	別紙200

	整合確認書 ページ	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
12	—	J55011(H27)	別紙 200 の 2(H27)	CISPR11(2009:5th)+Amd.No.1(2010)	工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法	—	—
13	—	J55014-1(H27)	別紙 202(H27)	CISPR14-1(2005:5th)+Amd.No.1(2009)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法	J55014-1(H20)	別紙 202

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60238 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8280 (2011) + 追補1(2014) ねじ込みランプソケット
- ・適用範囲 : この規格は、電球及び準照明器具を電源に接続するために設計したねじ込みランプソケット E11, E12, E14, E26 及び E39 について規定する。
- ・電気用品名: ランプレセプタクル, 分岐ソケット, キーレスソケット, 防水ソケット, キーソケット, プルソケット, ねじ込みローゼット, アダプター
- ・主な改正内容: 定義及び寸法などに、部分的強化絶縁ランプソケット並びに外郭付強化絶縁ランプソケットを加える改正を行った。

2 J60335-1 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-1 (2014) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部: 通則
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する電気機器で、定格電圧が単相機器の場合には 250V 以下、その他の機器の場合には、480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 家庭用電気機器全般
- ・主な改正内容: イミュニティ試験並びにソフトウェア評価を追加する改正を行った。なお、本改正をもって、以降に改正する個別規格は、引用する本通則の発行年を記載しないことが望まれる。

3 J60335-2-16 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-16 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-16部: 食品くずディスプレイの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類する電気食品くずディスプレイの安全性について規定する。
- ・電気用品名: ディスプレー
- ・主な改正内容: 適用範囲の除外を幼児から子供へ変更し、入口開口部のカバーのインターロックが電子回路に依存した場合の試験を加える改正を行った。

4 J60335-2-29 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-29 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-29部: バッテリーチャージャの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、安全特別低電圧又はクラス0 絶縁変圧器を介した特別低電圧の出力をもつ、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類するバッテリーチャージャの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 直流電源装置
- ・主な改正内容: 適用範囲の除外の例示から“がん(玩) 具用バッテリーチャージャ”を削除することによって適用範囲に含め、附属書を追加する改正を行った。

5 J60335-2-49 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-49 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-49部: 食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が、1 相と中性線との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用を意図しない業務用の食品及び容器類を保温するための機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気温蔵庫
- ・主な改正内容: 誘導加熱源を内蔵した機器 (IH 機器) に関する規定を追加する改正を行った。

6 J60335-2-53 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-53 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-53 部 : サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、サウナ用電熱装置及び赤外線発生器で、定格電圧が単相の場合は 250V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下の、20kW 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気サウナバス, サウナバス用電熱器
- ・主な改正内容 : 適用範囲及び試験条件に赤外線発生器を加え、遠隔操作できるサウナに対して要求事項を追加する改正を行った。

7 J60335-2-59 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-59 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-59 部 : 電撃殺虫器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の、家庭用及び類似の目的の電撃殺虫器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電撃殺虫器
- ・主な改正内容 : 監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外する改正を行った。

8 J60335-2-83 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-83 (2015) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-83 部 : 電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下のバルコニー、平らな屋根及びそれに類する構造物に設置する電熱式雨どい凍結防止器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具
- ・主な改正内容 : 監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外する改正を行った。

9 J73001-1 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8352 (2015) 配線用ヒューズ通則
- ・適用範囲 : この規格は、周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 600V 以下及び直流 750V 以下の、主として電路の保護に用いる各種の配線用及び類似のヒューズに共通する事項について規定する。
- ・電気用品名 : つめ付ヒューズ, 管形ヒューズ, その他の包装ヒューズ, 筒形ヒューズ, 栓形ヒューズ
- ・主な改正内容 : JIS C8269-11 : 低電圧ヒューズ—第 11 部 : A 種, B 種ヒューズの廃止に伴い、新設。

10 J73001-2-2 (H27)

- ・採用する JIS : JIS C 8314 (2015) 配線用筒形ヒューズ
- ・適用範囲 : この規格は、周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 600V 以下及び直流 750V 以下の、主として電路の保護に使用する各種の配線用及び類似の筒形ヒューズに共通する事項について規定する。
- ・電気用品名 : 筒形ヒューズ, その他の包装ヒューズ
- ・主な改正内容 : 新設。

11 J55001 (H27)

- ・適用範囲 : この規格は、配線器具及び携帯発電機などの機器から発生する無線周波妨害波の伝導及び放射に適用する。
- ・電気用品名 : 配線器具, 携帯発電機等
- ・主な改正内容 : J55011 (H27) の制定及び J55014-1 (H27) 改正に伴い、整合するよう改正を行った。

12 J55011 (H27)

- ・適用範囲：本規格は、0 Hz～400 GHz の周波数範囲で動作する、工業、科学及び医療用装置並びに無線周波エネルギーを局所的に生成及び／又は利用するように設計された家庭用及びそれに類する器具に適用する。
- ・電気用品名：電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器、超音波加湿器等
- ・主な改正内容：CISPR11 (2009:5th)+Amd No. 1 (2010) から引用し、国内法に整合するよう新たに制定を行った。

13 J55014-1 (H27)

- ・適用範囲：本規格は、モータ及びスイッチ又は制御素子によって主な機能が遂行される家庭用電気機器、電動工具及び類似の機器から発生する無線周波妨害波の伝導及び放射に適用する。
- ・電気用品名：電気掃除機、電気冷房機、洗濯機、電動工具
- ・主な改正内容：30MHz～1000MHz における放射妨害波の許容値と測定法の追加する改正を行った。